

広瀬川魅力創生サポーター認定制度実施要綱

(平成 31 年 3 月 27 日建設局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、広瀬川において自然環境の保全や賑わいの創出に貢献する活動を行っている団体（以下「活動団体」という。）を広瀬川魅力創生サポーター（以下「サポーター」という。）として認定するために必要な事項を定めることにより、その功績を認め、もって活動団体のさらなる活動意欲の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プラン 広瀬川を後世に引き継いでいくべき市民共有の財産として再認識し、将来にわたって保全していくとともに、安全安心な豊かな川づくりを行い、広瀬川の新たな魅力の創出を図ることを目的に、平成 27 年 3 月に策定した「広瀬川創生プラン」をいう。
- (2) 協議会 広瀬川創生プラン策定推進協議会設置要綱（平成 16 年 6 月 18 日市長決裁）に基づき設置された「広瀬川創生プラン策定推進協議会」をいう。
- (3) 実行委員会 100 万都市仙台の 1% の 1 万人をキーワードとして、国土交通省・宮城県・仙台市・名取市などの各行政機関と連携し、仙台のシンボルである広瀬川の自然環境を守り、多くの市民が親しめる広瀬川とすることを目的に、平成 19 年 8 月 10 日に設立された「広瀬川 1 万人プロジェクト実行委員会」をいう。
- (4) 事務局 プランに設定された事業及び同様の事業の実施にあたり、事業の企画及び事業実施の総括又は事業の主たる作業を行う団体をいう。
- (5) 構成員 事務局とともに事業を企画及び実施し、事務局を補助する団体をいう。

(サポーターの責務)

第 3 条 サポーターは、プランの基本理念に基づいた活動を、継続的に実施するよう努めるものとする。

(市の支援)

第 4 条 市は、第 8 条第 2 項の規定によりサポーターとして認定した活動団体の活動等について、本市ホームページへの掲載等を通じて広く周知するなど、サポーターの活動を支援するものとする。

(認定区分)

第5条 サポーターの認定区分として、次の各号に掲げる区分を設ける。

- (1) 広瀬川グリーンサポーター
- (2) 広瀬川ゴールドサポーター

(要件)

第6条 サポーターとして認定の対象とする活動団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 上記以外の団体で活動の目的、事務所の所在地、役員等の名簿、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項等を定めた規約を有する団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、認定の対象としないものとする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とした活動団体
- (2) 暴力団（仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）及び暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者が所属している団体

3 第5条に規定する認定区分に応じて、次の各号に掲げる要件をいずれも満たしているものとする。

- (1) 広瀬川グリーンサポーター 第7条第1項の規定による申請のあった日の属する年度の前年度の4月1日から当該申請のあった日までに、プラン第3章の取組事業又は協議会において毎年度新たに取組事業として設定された事業において、活動団体から延べ10人以上が運営に従事又は広瀬川（一部名取川含む。）の清掃等に参加した実績があること。

(2) 広瀬川ゴールドサポーターの認定においては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 広瀬川グリーンサポーターであること。
- ② 広瀬川グリーンサポーターとしての認定期間において、次のいずれかの実績があること。

ア 第7条第1項の規定による申請のあった日の属する年度の4年前の年度の4月1日から当該申請のあった日までの認定期間を通算し、実行委員会が主催する清掃活動において、いずれかの会場の事務局又は構成員としての役割を担った実績がある年が、3年以上あること。

イ 第7条第1項の規定による申請のあった日の属する年度の前年度の4月1日から当該申請のあった日までに、プランにおいて毎年度新たに設定されて

いる重点事業（ただし、アの事業を除く。）のうち、2つ以上の重点事業において、事務局又は構成員として活動した実績があること。

ウ 第7条第1項の規定による申請のあった日の属する年度の前年度の4月1日から当該申請のあった日まで、プランにおける重点事業（ただし、アの事業を除く。）の1つ以上及び重点事業と同等の事業の1つ以上において、事務局又は構成員として活動した実績があること。

（申請）

第7条 第8条第2項の規定によりサポーターの認定を受けようとする活動団体は、広瀬川魅力創生サポーター活動団体認定申請書（様式第1号）に、第5条に規定するサポーターの区分に応じて、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）広瀬川グリーンサポーター 活動実績報告書（広瀬川グリーンサポーター認定用）

（様式第2号）並びに活動状況が確認できる写真及び参加者名簿

（2）広瀬川ゴールドサポーター 活動実績報告書（広瀬川ゴールドサポーター認定用）

（様式第3号）並びに活動状況が確認できる写真及び参加者名簿

2 第6条第1項第2号に該当する活動団体は、第1項の書類に加え、団体の設立目的や運営方法等を定めた規約及び役員名簿を提出しなければならない。

3 広瀬川ゴールドサポーターの認定の申請は、原則として協議会開催の日の3週間前の日までに申請するものとする。なお、市長は、協議会開催の旨を協議会開催の日の4週間前の日までに本市ホームページに掲載するものとする。

（審査及び認定）

第8条 サポーターの認定の申請があった場合、市長は第6条の要件に適合するかどうかを審査するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、サポーターとして認定するときは、第7条の規定による申請を行った団体の代表者に対し、その旨を認定通知書（様式第4号）により通知し、不認定とするときは、当該申請を行った団体の代表者に対し、その理由を付して、その旨を不認定通知書（様式第5号）により通知する。ただし、広瀬川ゴールドサポーターの認定又は不認定の決定にあたっては、市長は前項に規定する審査の結果に関して、あらかじめ協議会に意見を聞かなければならない。

3 市長は、前項に規定する認定又は不認定の通知をしたときは、協議会にその旨を報告するものとする。

（認定証の交付）

第9条 広瀬川ゴールドサポーターとして認定した活動団体には、認定証（様式第6号）を交付するものとする。

(認定期間)

第10条 サポーターの認定期間は、認定の日から2年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

(認定の更新)

第11条 サポーターの代表者は、認定期間満了後も引き続き認定を受けようとする場合は、認定期間満了の日の1か月前の日までに、認定の更新の申請を行うものとする。

2 第7条第1項、同条第2項、第8条及び第9条の規定は認定の更新について準用する。

3 第1項に規定する認定の更新における要件については、第6条の規定を準用する。この場合において、第6条第3項中「第7条第1項の規定による申請のあった日の属する年度の前年度の4月1日から当該申請のあった日まで」は「認定期間内」と、「第7条第1項の規定による申請のあった日の属する年度の4年前の年度の4月1日から当該申請のあった日までの認定期間を通算し」は「第11条第1項の規定による申請のあった日の属する年度の4年前の年度の4月1日から当該申請のあった日までの認定期間を通算し」と読み替えるものとする。

4 認定の更新においては、第8条第2項ただし書きに関わらず、協議会の意見を聞くことなく、市長は認定又は不認定の通知をすることができるものとする。

(変更届出)

第12条 サポーターの代表者は、次の各号のいずれかに該当するときは広瀬川魅力創生サポーター活動団体変更届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 団体の名称を変更したとき。
- (2) 団体の所在地を変更したとき。
- (3) 団体の代表者を変更したとき。
- (4) 団体の連絡先を変更したとき。

(認定の取消)

第13条 市長は、サポーターが第6条第1項に規定する認定の対象とする活動団体に該当しなくなったとき、又はその他認定が適当でないと認められるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

2 市長は、前項の規定によりサポーターの認定を取消したときは、当該取消しをした団体の代表者に対し、その旨を認定取消書（様式第8号）により通知するものとする。

3 認定を取り消された広瀬川ゴールドサポーターは、遅滞なく市に、第9条の規定により交付を受けた認定証を返納しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。